

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 8 日

中国向け輸出活水産物の衛生証明書発行機関（別紙参照） 御中

水産庁漁政部加工流通課

中国向け輸出活水産物の衛生証明書の発行要件について

標記について、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定」（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚労大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」の 7. 証明書の発行の「（2）証明書の発行要件」の「ク.」及び「ケ.」において、別途通知するとしていた内容は下記のとおりですので、衛生証明書の適正な発行についてご対応方よろしくお願ひします。

記

1. 「（2）証明書の発行要件」の「ク.」について（出荷制限の関係）

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく出荷制限の指示の対象である現在の当該地域及び魚種は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されていることから参照すること。

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

2. 「（2）証明書の発行要件」の「ケ.」について（避難指示の関係）

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づく避難の指示の対象である地域で、避難指示が発出されている期間内に生産、加工等された水産物の対象とする避難指示区域は、令和 7 年 9 月 1 日現在、福島県の葛尾村、双葉町、大熊町、南相馬市、飯館村、富岡町及び浪江町の各市町村の一部である。

3. その他

本日以降、上記 1. に係る出荷制限の解除及び上記 2. に係る避難指示区域の解除が行われた場合の衛生証明書の発行再開日については、当課から別途指示する。

(別紙)

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
青森県農林水産部水産局水産振興課
富山県水産漁港課
石川県農林水産部ブランド戦略課
静岡県水産資源課
三重県農林水産部長
京都府農林水産部水産課長
和歌山県農林水産部水産局水産振興課長
鳥取県農林水産部水産振興局境港水産事務所長
徳島県農林水産部水産振興課長
香川県農政水産部水産課
愛媛県農林水産部水産局漁政課長
高知県水産振興部水産業振興課
長崎県水産部水産加工流通課長
熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部水産局水産政策課
鹿児島県商工労働水産部水産振興課
沖縄県農林水産部水産課